

平成27年第5回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 平成27年11月24日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成27年11月24日

~~~~~  
4. 出席議員（15名）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 尺 田 耕 平  | 2 番 竹 爪 憲 吾  |
| 3 番 立 花 慶 三  | 4 番 諏訪本 光    |
| 5 番 沖 田 ゆかり  | 6 番 片 川 学    |
| 7 番 時 光 良 造  | 8 番 民 法 正 則  |
| 9 番 荒 瀧 穂 積  | 10 番 大瀬戸 宏 樹 |
| 11 番 藤 本 哲 智 | 12 番 山 野 千佳子 |
| 13 番 久保隅 逸 郎 | 14 番 中 原 裕 侑 |
| 15 番 馬 上 勝 登 | 16 番 山 吹 富 邦 |

~~~~~  
5. 欠席議員（0名）

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

（1）情報システムのセキュリティ強化について（報告）

（2）連携中枢都市圏等について（報告）

（3）熊野筆情報センターの改修について（報告）

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 立 花 隆 藏 |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 総 務 部 長   | 岩 田 秀 次 |
| 総 務 部 参 事 | 石 井 節 夫 |
| 総 務 部 次 長 | 宗 條 勲   |

|        |      |
|--------|------|
| 企画財政課長 | 西村隆雄 |
| 商工観光課長 | 時光良弘 |
| 開発指導課長 | 林武史  |

【教育部】

(1) 教育委員会事務点検・評価報告書について（報告）

|        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 三村裕史  |
| 副町長    | 立花隆藏  |
| 教育長    | 林保    |
| 総務部長   | 岩田秀次  |
| 民生部長   | 清代政文  |
| 建設部長   | 森本昌義  |
| 教育部長   | 民法勝司  |
| 総務部次長  | 宗條勲   |
| 民生部次長  | 光本一也  |
| 建設部次長  | 沖田浩   |
| 教育部次長  | 横山大治  |
| 健康課長   | 隼田雅治  |
| 生活環境課長 | 中井雅晴  |
| 生涯学習課長 | 中村憲治  |
| 教育指導監  | 青木真智子 |

【民生部】

(1) 子ども子育て新制度における幼稚園等の保育料について（協議）

|       |      |
|-------|------|
| 町長    | 三村裕史 |
| 副町長   | 立花隆藏 |
| 教育長   | 林保   |
| 総務部長  | 岩田秀次 |
| 民生部長  | 清代政文 |
| 建設部長  | 森本昌義 |
| 教育部長  | 民法勝司 |
| 総務部次長 | 宗條勲  |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 民 生 部 次 長   | 光 本 一 也   |
| 建 設 部 次 長   | 沖 田 浩     |
| 教 育 部 次 長   | 横 山 大 治   |
| 健 康 課 長     | 隼 田 雅 治   |
| 生 活 環 境 課 長 | 中 井 雅 晴   |
| 生 涯 学 習 課 長 | 中 村 憲 治   |
| 教 育 指 導 監   | 青 木 真 智 子 |

【民生・建設部】

(1) 東部地域健康センター等の指定管理について（協議）

|             |           |
|-------------|-----------|
| 町 長         | 三 村 裕 史   |
| 副 町 長       | 立 花 隆 藏   |
| 教 育 長       | 林 保       |
| 総 務 部 長     | 岩 田 秀 次   |
| 民 生 部 長     | 清 代 政 文   |
| 建 設 部 長     | 森 本 昌 義   |
| 教 育 部 長     | 民 法 勝 司   |
| 総 務 部 次 長   | 宗 條 勲     |
| 民 生 部 次 長   | 光 本 一 也   |
| 建 設 部 次 長   | 沖 田 浩     |
| 教 育 部 次 長   | 横 山 大 治   |
| 健 康 課 長     | 隼 田 雅 治   |
| 生 活 環 境 課 長 | 中 井 雅 晴   |
| 生 涯 学 習 課 長 | 中 村 憲 治   |
| 教 育 指 導 監   | 青 木 真 智 子 |

【議会】

(1) 子ども教育環境についての民生部と教育部の協力体制について（協議）

|         |         |
|---------|---------|
| 町 長     | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長   | 立 花 隆 藏 |
| 教 育 長   | 林 保     |
| 総 務 部 長 | 岩 田 秀 次 |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 民 生 部 長     | 清 代 政 文   |
| 教 育 部 長     | 民 法 勝 司   |
| 総 務 部 次 長   | 宗 條 勲     |
| 民 生 部 次 長   | 光 本 一 也   |
| 教 育 部 次 長   | 横 山 大 治   |
| 健 康 課 長     | 隼 田 雅 治   |
| 生 涯 学 習 課 長 | 中 村 憲 治   |
| 教 育 指 導 監   | 青 木 真 智 子 |

- (2) 各常任委員会の活動状況について（報告）
- (3) 議会広報特別委員会の活動状況について（報告）
- (4) 広島県後期高齢者医療広域連合議会について（報告）

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 三 村 伸 一 |
|-------------|---------|

~~~~~○~~~~~

8. 案件

【総務部】

- (1) 情報システムのセキュリティ強化について（報告）
- (2) 連携中枢都市圏等について（報告）
- (3) 熊野筆情報センターの改修について（報告）

【教育部】

- (1) 教育委員会事務点検・評価報告書について（報告）

【民生部】

- (1) 子ども子育て新制度における幼稚園等の保育料について（協議）

【民生・建設部】

- (1) 東部地域健康センター等の指定管理について（協議）

【議 会】

- (1) 子ども教育環境についての民生部と教育部の協力体制について（協議）
- (2) 各常任委員会の活動状況について（報告）
- (3) 議会広報特別委員会の活動状況について（報告）

(4) 広島県後期高齢者医療広域連合議会について (報告)

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○事務局長 (三村) おはようございます。それでは、定刻になりましたので、全員協議会を開催いたします。

議長、進行をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長 (山吹) おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、全員協議会にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件が4件、協議案件が2件、それぞれ説明を受けることとし、後ほど議会から協議案件1件と議会の報告案件として各委員長からそれぞれ説明を受けたいと思います。皆様方からの御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

まず、町議会の開会に当たりまして町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長 (三村) おはようございます。

議員の皆様方には、大変お忙しいところ、全員協議会を開催いただき、厚く御礼申し上げます。

案件説明に先立ち、御報告申し上げます。

旭化成建材による基礎杭の施工データ流用が全国的な広がりを見せる中、先月末でございますが、本町の「くまの・みらい保育園」の新築工事において、他の専門業者が、旭化成建材の持つ資材・工法を用いてくい打ち工事を施工していることが判明いたしました。これを受け、竣工図書や工事記録等の点検及び現地調査を実施しましたが、施工データの流用や建物の構造に起因する不具合は確認されておりません。また、先般、旭化成建材から、データ流用等がない旨の内部調査結果が公表されたところであり、新築工事の施工者と工事監理受託者からも連名により、「適正に施工され安全性に問題な

い」旨の調査結果報告を文書で受けたところでございます。

これらを総合的に判断した結果、「くまの・みらい保育園」は構造上の問題はなく、安全性が確保されているとの結論に達したものでございます。

この一連の経緯の事実公表は、憶測などによる無用な混乱や不安を保育現場や保護者に与えることのないよう公表を控えてまいりましたが、本日の皆様方への報告の後、町ホームページで住民の皆様にお知らせしたいと考えております。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本題に入らせていただきます。

本日は、報告4件、協議2件について説明をさせていただきます。

まず、「情報システムのセキュリティ強化について」の報告でございます。本年10月に「番号利用法」が施行されたことや、昨今の深刻さを増すサイバー攻撃の実態を踏まえ、秘匿すべき個人情報を適切に管理する上でのセキュリティ対策の強化について、その概要と今後の財政的な負担について説明をさせていただきます。

次に、「連携中枢都市圏等について」の報告でございます。地方自治法の改正により、政令市または中核市と近隣市町とが、双方の議会の議決を経て協約を締結し、経済成長、都市機能の強化及び住民サービスの向上を図る、新たな法定の仕組みが設けられました。現在、広島市を含む24市町が任意に設置する広島広域都市圏協議会のエリアをもって、法定の新たな都市圏域とする協議に、同協議会の構成市町の一員として本町も参画しておりますので、現段階での検討状況について説明をさせていただきます。

次に、「熊野筆情報センターの改修について」の報告でございます。筆の里工房1階の熊野筆情報センターは、筆産業の支援を目的に平成16年に設置したものでございますが、このスペースを多目的に利用できる空間へと改修することについて説明をさせていただきます。

報告案件の最後は、「教育委員会事務点検・評価報告書について」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する主要施策の点検及び評価の結果を報告書に取りまとめて提出しておりますので、その内容を説明させていただきます。

次に、協議案件でございます。

まず、「子ども子育て新制度における幼稚園等の保育料について」を協議させていた

できます。「子ども子育て支援新制度」では、私立幼稚園の保育料も町が設定いたします。来年度から、町内の一部の幼稚園が新制度の適用を受ける幼稚園に移行する旨の意思が示されたことから、新たに設定することとなる保育料について協議をさせていただきます。

最後に、「東部地域健康センター等の指定管理について」を協議させていただきます。東部地域健康センター、深原地区公園、熊野町環境センター及び中央ふれあい館の4施設が本年度末をもって指定管理期間が満了いたしますので、来年4月以降の指定管理者の指定について協議をさせていただきます。

以上、六つの案件につきまして、議員の皆様方から御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） それでは、早速協議会に移ります。

最初は、総務部門から始めたいと思います。

報告案件、情報システムのセキュリティ強化について、執行部から説明を受けたいと思います。

総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） 資料1、情報システムのセキュリティ強化について、御説明いたします。

まず、情報システムのセキュリティ強化の目的でございますが、申すまでもなく、自治体等からの情報漏えいが頻発している状況を受け、熊野町民の個人情報の保護に万全を期そうとするものでございます。

経緯につきましては、議員の皆様も御存じのとおり、本年5月に日本年金機構において、機構内で使用しているパソコンが、外部から混入したコンピューターウイルスにより、個人情報が漏えいする事件が発生しました。この情報漏えいについては、年金機構の職員による不審なインターネットメールの開封が発端となり、個人情報が保管されていたサーバーという記録装置から個人情報を盗み取られたというものでございます。

年金機構の内部におきましても、セキュリティシステムや個人情報に容易にアクセスできない仕組みとしておられたようですが、巧妙なウイルスにより、インターネットに接続しているパソコンを中継して個人情報を抜き取られていたことや、重要な書類には

パスワードを必ず設定するといった運用面がおろそかになっていたことなどが問題点であったと言われております。

こうした事態を受けまして、総務省は、年金機構のような情報漏えいが番号法施行後に発生しないよう、厳重な対策を全国の全ての自治体に求めてまいりました。

国の示す方針といたしましては、住民情報を取り扱う業務において使用するパソコンはインターネットから分断するというものでございます。ここには書いてございませんが、番号法施行日である10月5日までにこれを完了させるよう強く求めてきました。

本町の現状でございますが、補正により予算等を確保する余裕がございませんでしたので、流用によって予算を確保し、住民情報を取り扱う通称「基幹系」と呼ばれるパソコンについて、インターネット接続を分断する作業を、期限の2日前の10月3日に完了させたという状況でございます。

今後の対策といたしましては、情報を保管するサーバーを共有しているなど、依然として課題が残っておりますので、基幹系ネットワーク専用のサーバーを構築し、その他のネットワークと情報の共有をしない対策を今年度中に行う必要がございます。また、国からは新たに強固なセキュリティ対策の事例が示され、基幹系以外の業務で使用するパソコンもインターネットから切り離すという、本庁舎内のコンピューターネットワークの仕組みに抜本的な変更を及ぼすセキュリティ対策を求めているところでございますので、これらにつきましては、今後、さらに慎重に検討を進めてまいります。

ただいま説明いたしました一連のセキュリティ対策の流れを簡単に図示したものが資料右側のページのものになります。繰り返しになりますが、御説明をいたします。

上部左側が、10月3日までの構成図でございます。この時点では、基幹系と記してあるパソコンは、インターネットへのアクセスが可能でございました。これについて、インターネットからの切り離しを実施したものが、右側の「第1段階」の図となります。現在の状況でございます。

この構成では、直接インターネットには出ていきませんが、サーバーを共有しているため、情報系を通じた情報漏えいの危険性がいまだ残っております。このため、来年3月を目途に、基幹系専用のサーバーを新たに設置し、基幹系と情報系を完全に分離する対策を行います。これが「第2段階」となります。

さらに、来年度になりますが、住民や業者からメールを受けたり、インターネットを使用した情報収集などを行うパソコンと、職員間のネットワークを構築する情報系のパ

ソコンを分離させる「第3段階」の対応を行うこととなります。この対策につきましては、これまで以上のセキュリティ機能を持ったシステムの導入を予定しているところがございます。

最後になりますが、これらの対策に係る費用等が、その下の予算のところになります。今年度以後の第2・第3段階の対応につきまして、それぞれ経常的に費用が発生することとなります。特に、第3段階の仕組みの構築は、全国の自治体にとって大きな影響があるものでございますが、国の方針が不明瞭な点もあり、現時点で総額を見積もることが難しい状況ではございますが、個人情報の漏えいによる被害の大きさや、自治体としての信用失墜などのリスクと、投資額に対する効果・事務効率などを考慮し、住民の皆様の情報を取り扱う町として最適なシステムの構築を行っていくよう努めてまいりますのでございます。

情報システムのセキュリティ強化についての説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 直接あれではないんですが、基幹系のパソコンと情報系のパソコンですね。どれぐらいあるんですかね。台数と課のほうがわかればまた。課ごとのはいいですけども。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 宗條総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（宗條） 庁舎内のパソコンにつきましては、平成26年度に新しいものに更新したわけですが、その時点で取得いたしました端末機は191台ございます。そのうち今考えております基幹系、分離した場合の基幹系の端末は55台ということになっております。191台のうち55台が基幹系ということでございます。課ごとにはちょっと今資料は持っておりません。

以上です。

○総務部長（岩田） まず住民情報のバックアップにつきましては、毎日業務が終了後にそのデータをとりにまして、場所は公表してございませんが、テープにして保管をしておるといふこととございます。だから、毎日バックアップをとっているという状況とございます。今後はクラウドに移行いたしますので、クラウドのほうで事務が行われたとしても、町のほうのバックアップ業務は依然として続けたいというふうにと考えております。以上とございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（藤本） クラウドを使うというとは、インターネットを介さんとできないことじゃないですか。それって何か話が違ふような気が、違ふというか私は理解できないんですけど。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 宗條総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（宗條） クラウドに向かっている、クラウド間の情報のやりとりとございますけれども、これはインターネットとは別のルートでLGWANという回線とございます。これは地方公共団体であるとか、国の霞ヶ関のネットワークとをつないでいるような専用の回線とございますので、それを通じてクラウドと情報のやりとりをするといふこととございます。

このたびの対策で基幹系のほうにサーバーを設けるということが図で書いておりますが、これはあくまでも基幹系の業務の中で個人情報を使ってつくる、そういったファイル情報ですか、こういったものを一時的に保管する。これが今までは情報系と共有していたものを、これを分離して、情報がインターネットを通じて流れ出ないようにするといふサーバーとございます。

以上とございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（藤本） わかりました。じゃあ、あとはそれぞれの基幹系であろうが、情報系

であろうが、サーバーにログインするときのログインパスワード等あたりの、例えば銀行だったら、私がコピーをとった場合は自分のIDカードをコピー機に当てて、そしてコピーをとるという形を銀行なんかはやってますよね、現実的に。ということは、このサーバーに情報系であろうが、基幹系であろうが、サーバーにログインするということに関しては、誰しもができるという形ではまずいですよね、実際に。東部のほうで車のナンバーを探偵さんに言われてから教えるとかいうのがあったじゃないですか。そこらあたりがあれば、ログインするためのIDであろうとか、そういうログインのための、誰がしたんかということが明らかにならないといけないと思うんですが、そこらあたりのセキュリティに関してはどうなんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 石田主査。

~~~~~○~~~~~

○総務課主査（石田） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ただ単なるパスワードだけではセキュリティ度が薄いということで、来年度に向かいますとカード、パスワードプラスカードを差し込んで認証させるとか、一部の銀行でやっていますように、指紋とか、手のひら認証とか、そういった2要素での認証で基幹系のほうのパソコンを使えるようにしていこうということで考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹） それでは、情報システムのセキュリティ強化については、昨今コンピューターウイルスを用いた個人情報の漏えい事件が増加しているので、漏えい対策の強化と今後も個人情報を適切に管理することをお願いいたします。

報告案件、連携中枢都市圏等について、執行部から説明を受けたいと思います。

立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 報告案件2、連携中枢都市圏等について御説明いたします。

資料2をお願いします。

まず最初に、地方自治法の改正によって導入された連携中枢都市圏制度についての説明でございます。

「1、この制度の目的」は、人口減少社会、少子高齢社会といった社会情勢の中で、各地域において、中核性を備える圏域の中心的な都市が、近隣の市町村と連携して、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連サービスの向上」に取り組むことによって、圏域全体の活力ある社会経済を維持しようとするものでございます。

次に、「2、この制度の概要」でございますが、連携中枢都市の要件を満たす市が、近隣の市町村と連携協約を締結し、協約に基づく具体的な取り組みについて「連携中枢都市圏ビジョン」を策定します。連携中枢都市となることができる要件としましては、政令指定都市または人口20万人以上の中核市で、かつ昼間人口を夜間人口で割って得た数値がおおむね1以上、すなわち通勤・通学などにより昼間の人口が多い都市が該当します。この要件に該当する都市は全国で61都市となっており、広島県では広島市と福山市のほか、呉市も中核市移行後に該当となります。

連携協約は、連携中枢都市と連携しようとする市町村とが、圏域全体の発展の方向性や連携する分野、役割分担等を規定し、各市町村の議会の議決を経て締結することになります。なお、この連携協約は、連携中枢都市と連携市町村との1対1での締結ということになります。

囲みの中は、連携協約に盛り込む内容と、その取り組みの実施主体を挙げております。

アの「圏域全体の経済成長のけん引に関する取り組み」と、イの「高次の都市機能の集積・強化に関する取り組み」につきましましては、いずれも連携中枢都市が実施主体となるもので、例えば、アでは「ものづくり技術の集積を生かした産業振興」、「新産業の育成」、「創業支援」、イでは「高度な医療サービスの提供」など、圏域全体の活性化につながる施策が盛り込まれることとなります。ウの「圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組み」については、福祉、観光、情報、医療等々の各分野で、連携中枢都市と連携市町村が連携して取り組む施策を盛り込むこととなります。

それでは、次に「3、現在協議を進めております広島市との連携」について御説明いたします。広島市はこの制度に基づいて連携中枢都市を宣言される予定でございます。このため広島市の声かけで、連携の意思のある各市町との間で連携協約締結に向けた検討作業が進められており、本町も既に連携できる施策について協議を行っているところ

でございます。現在、広島市と連携協議を行っている市町は、ここに記載した広島広域都市圏協議会に加盟する23の市町となっております。

今後の必要な手続につきましては既に御説明しておりますが、広島市の連携中枢都市宣言の後、連携中枢都市広島市と連携する市町がそれぞれの議会の議決を経て、個別に連携協約を締結します。そして最後に、連携中枢都市圏ビジョンをまとめて公表されるという手順になります。

続いて、4は、「広島市との連携のスケジュール」でございます。上段、広島市におかれましては、現在連携中枢ビジョン骨子を策定中で、市議会特別委員会を経て1月中には確定をさせ、その後、首長会議を開催し、説明の後、連携中枢都市宣言を行う予定であると伺っております。

下段の広島市と連携する各市町につきましては、本町におきかえて御説明いたしますが、現在、連携施策について協議中であり、3月定例会で議決をいただいて協約の締結を行いたいと考えております。そして、3月末に連携中枢都市圏ビジョンを広島市が公表するという流れでございます。

続いて、右側のページですが、広島市と協議・検討中の連携施策案ということで、先ほど御説明しました、ウの「圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組み」に関して、協議・検討している連携施策の案となっております。個々の項目ごとの説明は省略させていただきたいと思いますが、現在、23の市町で協議されている連携施策は22項目でございます。うち本町が参画を希望している施策は囲みの14項目で、その施策名と施策概要は記載のとおりでございます。

また、参画を希望しない施策、及び詳細が不明で参画を留保している施策については、下段米印の8項目となっております。

なお、括弧書きにあります。先般、広島市から新たに五つの連携協議の依頼がありました。詳細を今後お聞きした上で参画の検討を行い、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。

沖田議員。



それから、自転車運転免許の制度につきましてですが、既に児童、あるいは生徒を対象に自転車運転免許教室というのを学校、あるいは自動車学校のほうで開催しております。安全指導のほうをしております。広島市におきましてその免許制度というのが平成25年から開始されているということがあって、まだ実施後間もないということで、効果が不明だということがございますので、現在見送ったという状態にしております。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹） それでは、連携中枢都市圏等については、熊野町の住民生活の向上に向けて広島市との協議を進めることをお願いいたします。

続きまして、報告案件、熊野筆情報センターの改修について、執行部から説明を受けたいと思います。

石井総務部参事。

~~~~~〇~~~~~

○総務部参事（石井） それでは、筆の里工房情報センター改修業務の概要について御報告を申し上げます。

配付をいたしました資料3をお願いいたします。

平成16年に熊野筆産業の支援を目的に熊野筆情報センターを設置いたしましたが、販路開拓や商品開発などの産業支援策の多くは、既に熊野筆セレクトショップ運営による支援のほうに移管をいたしております。このため、筆の里工房の無料スペースを利活用し、来館者が気軽に楽しめる各種体験メニューの提供、一般来館者、団体客や社会見学・修学旅行生向けDVD放映等によるガイダンスコーナー、各種イベントの実施や無料休憩スペース、情報検索コーナー、小作品展示会の開催など、多目的に運用ができるよう改修するものでございます。

改修予定場所は、工房1F平面図に赤い矢印でお示しいたしておりますが、改修案のイメージパースを添付いたしております。

また、事業費は1,080万円を予定しており、指定管理者である事業団が自主財源で賄うものでございます。工期は、外壁工事により臨時休館となります来年1月下旬から2月中旬を予定いたしております。

筆の里工房情報センター改修についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があれば
お願いいたします。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） 1,080万円という予算に、大体の概要というものはお知らせいた  
だけないですか。何をどこまでやってこのぐらいの予算がかかるのか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 仮設工事、それから解体。これは明細の金額があったほうがよろ  
しいでしょうか、設計額の。設計額の明細の金額があったほうがいいですか。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） また、きょうでなくてもいいですから、また資料を皆さんに見せていた
だければ。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 仮設工事、それから解体撤去処分工事、それからブラインドの設  
置、あるいは塗装、それから重機の工事費、それから表装のデザイン関係の工事、電気  
設備の工事等でございます。合算いたしますと、設計額が1,080万円でございます。  
以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 業務目的のところの1番と2番のところですけども、体験メニューの  
具体的なものと、それから（2）のところではその規模ですね。どの程度の人数に対し  
てガイダンス等ができるのか、これをお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 石井総務部参事。

今後また検討していただきたいというように思っております。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 3番なのですが、無料休憩スペースということなのですが、私も前から筆の里工房では食事、休憩する場所がないというのを何度も言ってきたんですが、この計画イメージパースですか、これを見るとコーヒーを飲んだりするくつろぎの場所と見てもとれるんですが、テラスなどを利用した、前にも言ったんですが、天気の良い日にはテラスを利用して軽い食事とかコーヒーとかを提供したらどうかということもお願いしたんですが、このイメージではコーヒーなんかの持ち込みというか、そこまで考えておられるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 現在博物館施設でございますので、館内での飲食というのは原則禁止ということになるかと思います。

外部のテラス、あるいは外の周辺の公園等でございますけども、そちらのほうでコーヒーを飲んだり、あるいは食事をとったりしていただくというのは全く自由なんでございますけども、館内での飲食というのは、これは収蔵品等をお借りするというふうな場合にもそういった条件がございますので、現在のところ館内での飲食というのは想定しておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹） それでは、熊野筆情報センターの改修についてはこの程度といたします。

それでは、次に教育部門に移りたいと思います。執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

（休憩 10時08分）

(再開 10時09分)

〇議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

報告案件、教育委員会事務点検・評価報告書について、執行部から説明を受けたいと思います。

民法教育部長。

〇教育部長（民法） 教育委員会から、教育委員会事務点検・評価報告書（平成26年度事業）につきまして、御説明いたします。

資料4をごらんください。

1 ページをお開きください。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとなっているため作成いたしました。なお、昨年度より、一部内容を加え、名称を変更しております。

2 ページをお開きください。熊野町教育委員会が平成26年度に重点施策として実施いたしました7事業について、手順のとおり点検・評価をいたしました。

3 ページをお願いいたします。教育委員会の自己評価及び学識経験者は、対象事業ごとに4段階の総合評価を行いました。Aは期待以上である。Bは期待どおりである。Cは期待以下である。Dは抜本的な見直しが必要ということになっております。

点検・評価は客観性を確保するため、3名の学識経験者をお願いしました。委員は、青少年育成くまの町民会議会長で元広島国際学院高等学校校長の荻野次夫様、社会教育委員の小田原由貴美様、熊野東中学校PTA会長の篠藤克紀様でございます。

4 ページをお開きください。教育委員会の活動状況ですが、1は26年度の教育委員会委員5名の一覧で、9月末で菅尾寛治様が退任され、10月から佛圓悦子様が就任されております。

2は、教育委員会会議の開催実績で、毎月1回の定例会に加え臨時会を3回開催いたしました。議案、報告等については、記載のとおりでございます。

6 ページをお開きください。3は、教育長を除く教育委員の活動実績で、小・中学校の主な行事及び研修会に出席されております。

次に、8ページをお開きください。ここからは、事業ごとの点検・評価シートでございます。

まず、1、小学校低学年書道科指導事業でございます。事業内容は、小学校1・2年生、計451名を対象に、教育課程外で年間15時間、毛筆を使った学習を、町費負担の書道科専任教員と学級担任の2名体制で指導を行いました。自己評価はBとしました。

評価委員の評価は、Bでございました。評価委員の意見は15ページに記載しておりますが、抜粋して申し上げますと、筆の町熊野町にふさわしい、子供たちの静かで落ちつきのある心を醸成していく事業である。4年を経過し成果も見られるので、このまま継続し、よりよい成果を上げてもらいたい。書道指導者と担任のかかわりは重要である。担任は、日常の授業ではできにくい個別指導ができる時間として有効に使うべきで、傍観者であってはならない、などの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、年度当初に書道科担当者会議を開催し、講師と担任のかかわり方等について会議を行うとともに、各学校において書写の実技研修会を実施する。また、文字をきれいに書くことのみが目的ではなく、書の作法による姿勢・集中力を養う目的に沿った授業運営に努めることを考えております。

9ページをお願いします。2、小・中学校大規模改造事業でございます。第二小学校体育館天井撤去工事及び東中学校普通教室棟耐震補強工事、それから熊野中学校南校舎耐震補強及び大規模改修実施設計を行いました。これらの工事により、26年度末で耐震化率は96.55%となりました。自己評価はBとしました。

評価委員の評価は、Bでございました。評価委員の意見は15ページに記載していますが、抜粋して申し上げますと、直ちに行うべきは耐震対策である。耐震化率は96.55%となりほぼ完了だが、早期100%完了を望む。ただし、小・中学校ともに施設の老朽化がひどく、子供たちがいい環境で学習できているとは思わないので、早急に調査対策をお願いするなどの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、現在、熊野中学校南校舎の耐震工事を実施しており、来年1月末に完了し、町内学校関係施設の耐震化率は100%となる。耐震工事完了後は、各施設の状況を鑑みながら、危険度、緊急度に応じた優先順位をもって計画的改修に努めることを考えております。

次に、10ページをお開きください。3、学校支援事業でございます。学力向上及び生徒指導並びに施設維持のため、町費で人員を雇用して学校支援を行いました。学校支

援員は各校に1名、計6名配置し、日常的に行われている学習プリントの印刷や採点業務等の学力向上に向けた取り組みや、学力面で支援が必要な児童・生徒や、情緒的に不安定で学習に集中しにくい児童・生徒への支援を行いました。

次に、生徒指導相談員は各中学校に1名ずつ配置し、不登校や教育上問題のある生徒に対応するため、学校に相談室を開設し、保護者面談、別室登校指導補助等特別な指導を行いました。また、学校施設安全点検員は、高齢者能力活用協会に委託して、2人1組で各学校を定期的に巡回して、学校施設の点検・維持・補修を行いました。自己評価はBとしました。

評価委員の評価は、Bでございました。評価委員の意見は16ページに記載しておりますが、抜粋して申し上げますと、学校支援員の配置により、雑務に追われる担任にとって少しは労働軽減にもなり、その結果、心身ともに余裕ができ、クラス担任としての仕事ができる。生徒指導相談員の雇用により、中学校の不登校生徒、問題行動生徒の数が減少したことは大きな成果といえる。学びを支える支援事業で、成果も大きくあらわれて学力向上、不登校生徒の減少と評価できる。しかし、学校によっては校舎裏など整備されていない箇所もあるので、早急な改善を望むなどの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、教員が児童・生徒ときちんと向き合う時間の確保、さまざまな要因により、学校に来られない児童・生徒の対応などで一定の成果が認められる当該事業の継続に努める。また、学校施設における軽微な整備点検、修繕は、日常的に発生するものであり、これに対応することで、児童・生徒の安全確保、学習環境の確保に努めることを考えています。

11ページをお願いします。4、小・中学校学力検査事業でございます。児童・生徒に基礎的、基本的な学力を身につけさせることを目的として、小・中学校の全学年2,010人に対して学力調査を実施し、状況を把握分析し、指導に生かして基礎学力の向上を図りました。

小学校1・2年生は国語・算数、小学校3年生から6年生は4科目、中学生は5科目の学力調査を実施いたしました。小学校の全学年・全教科の正答率は、2年生及び6年生の算数を除き、全国平均値を上回っており、中学校では、全学年・全教科の正答率は、全科目とも全国平均値上回っていました。自己評価はBとしました。

評価委員の評価は、Bでございました。評価委員の意見は16ページから17ページに記載していますが、抜粋して申し上げますと、児童・生徒全学年に学力調査を実施し

たことは評価できる。1回ごとに全国平均と比べて一喜一憂する必要はない。じっくりと腰を据えて、反省すべき事項は率直に反省し、熊野町の教育をつくり上げていかなければならない。小・中学校においては、とにかく基礎・基本を重視し、高等教育につながられる教育が望まれる。

学力の低い児童・生徒については、学校支援員の協力のもと各学校が対策を考えて指導対策を練ってよりよい結果につながるよう期待する。また、学力テストのための勉強だけでなく、自分で考える、応用力を身につけられるような学習指導を期待するなどの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、調査結果についての調査・分析を行い、授業改善に取り組むとともに、低学力の児童・生徒等、個々への対応にも生かしていく。また、小学校と中学校がさらなる連携のもと、熊野町一体で学力向上に努めていくことを考えています。

次に、12ページをお開きください。5、くまどく推進事業でございます。家庭教育の一環としてくまどく事業を推進いたしました。町内全てのゼロ歳から中学3年生までを対象に、週2回、15分、子供と家族の誰かが同じ本を読み、読んだらノートに読んだ本を記入し、園や学校の先生に見てもらうことで、本を通して、親子や家族でコミュニケーションをとることにより、家族のきずなを深める事業です。「くまどくノート」を作成し、乳幼児から中学生まで配布しました。昨年12月には町民会館で「くまどくフォーラム」を開催し、約300人が参加しました。また、「くまどくカレンダー」を作成し、小・中学校や公共施設に配布しました。自己評価はBとしました。

評価委員の評価は、Bでございました。評価委員の意見は17ページに記載しておりますが、抜粋いたしますと、この事業が子供たちの情操教育に多大な貢献をすることは間違いない。また、家族のきずなを深める役割を演じる一方で、国語力を高め、全ての教科の学力向上に寄与するであろう。本町の中学校の国語の成績が県内で2年連続トップとなったのは、偶然ではない。乳幼児から読書する習慣はよいことだが、指導者の負担は大きい。反面、中学生になると親子で読書する機会が減り、一部でできていない家族もふえているのではないか。まだまだ課題はたくさんあると思うが継続してもらいたいなどの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、乳幼児から未就学児を持つ家庭に対する事業周知に向けて、幼稚園、保育園等の協力を得ながら進めていく。また、高齢化等で活動が減少し、

弱体化している町内の読み聞かせグループの育成・支援を図っていくことを考えています。

13ページをお願いします。6、新西公民館建設事業でございます。新西公民館新築実施設計及び宅地造成実施設計業務と工事を行いました。現在建築中のくまの・みらい交流館、延床面積約1,200平方メートルの新築実施設計を行うとともに、建築設計案に基づき宅地造成実施設計を行い、宅地造成工事を実施しました。自己評価はBとしました。

評価委員の評価は、Bでございました。評価委員の意見は17ページに記載していますが、抜粋いたしますと、新西公民館が27年度中にほぼ完成することと、大変喜ばしく感じている。さまざまな設備等を備え、社会教育、文化の発信拠点として、多方面にわたって、熊野住民の心の充実を図ってくれることと思う。町民の生涯学習にかかわり、学びの場と災害時に避難施設として利用者や各協議会で検討され設計されているようだが、さらに意見を集約し必要備品等をそろえていただきたいなどの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、完成後は、これまでの生涯学習の場としての公民館の役割に加え、地域の交流の場として、これまで以上に多世代交流が図られるような事業を展開していく。また、この施設は、災害時には避難所となる予定であるため、太陽光発電システムによる非常用電源を確保するとともに、必要な備品等を整備することを考えています。

14ページをお開きください。7、町民会館施設改修事業でございます。昭和60年竣工で老朽化した町民会館の施設改修工事を実施しました。まず、既存の照明器具だけではステージ上の明るさが足りないため、照明器具を増設した舞台照明設備改修工事を行いました。次に、和式トイレを洋式トイレに改修し、授乳室を設置しました。また、今年度工事に着手しています太陽光発電設備設置実施設計を行いました。自己評価はBとしました。

評価委員の評価は、Bでございました。評価委員の意見は18ページに記載していますが、抜粋しますと、何と云っても、何かにつけて町民の集う最大の施設である。この中心的施設は、それに見合う存在であることが望まれる。今後も順次、住民の要望にかなった施設整備が整えられていくことを望む。劣化も進んで改修設備も多くあり、限られた予算状況の中でもあろうが、早期改修を期待する。利用者が安心して快適に学習で

きるよう維持管理を望む。トイレの改修や授乳室の設置により、多くの人が安心して利用できることは評価できるなどの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、老朽化に伴う施設の修繕・改修は、他の社会教育施設も含めて、予算の範囲内で優先順位をつけながら計画的に進めていくことを考えています。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。

立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） 評価の方法としてA B C Dの4段階になっているんですが、いずれを見てもたまたまか一致してると思うんですが全部Bで、B。もう少し評価基準というのを細かくしたほうが、推移というか、経緯というか、それがよくわかるんじゃないかと思うんですが、これだったらいつまでたってもBじゃないかと思う。例えばAがあってもいいし、Cがあってもいいしという思いがするんですが、そこらのことはどのようにお考えか、ちょっと聞かせてもらいたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 立花議員さんの言われるとおり、四つにしているものでどうしてもB。実際問題、今回、評価委員さん3名に評価をしていただきますと、項目によりましては委員さんによりましてはAの評価をいただいたもの、中にはCの評価をいただいたものもございました。しかし、報告書等をまとめるに当たり、やはりA B Cそれぞれ3人がばらばらになったところもあったんですが、それは評価委員さんと話をしまして、平均をとらせていただいてということでBと今回はさせていただいております。指摘のございました細かく分ければというのもございますが、また今後検討課題とさせていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） 不登校の生徒が25年度から26年度に対しては27名から23名で減少したと。問題行動にしても9件から4件ということで、大きな効果を上げているということを書かれているんですが、果たしてこの15%ぐらいのことが大きな成果なのかどうかということと。

それから、支援員が各校1名ですけども、これを何名にしたらゼロに近くなるという予想を立てておられるのかどうかをお聞かせいただきたいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） まず1点目の不登校児童でございます。これは過去からずっとどうしても、どこの学校、小学校、中学校においてもございまして、うちのほうとしましては減少しているということで効果があったと書かせていただいております。パーセントとしましては27が23名ということではあるんですけど、減少したという数値に着目をさせていただいております。

それから、学校支援員のほうでございますが、こちらのほう、ふやしたといひましてもやはりあくまで学校の先生の補助でございまして、先生の書いてございますようにプリントの印刷とかそういったもので、なかなか難しくございまして、これは単独町費でございまして、現在のところは1名で十分であろうと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） ちょっとお伺いしたいのは太陽光発電なんでございますが、町民会館にはもう設置されているんだろうと思うんですが、予定どおりの発電量になってますか、これは。それから、西の新しい分にも太陽光発電を採用されてますけど、町民会館のほうはどのような感じでございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） 太陽光につきましては、平成27年度に町民会館のほうに設置しております。しかしながら、まだ設置いたしましてデータが必ずしもいっぱい入っているわけではございません。これからデータ等を取りながら、予定どおり発電し蓄電しているかを成果を見てまいりたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（山野） 16ページにあります学校支援のところなんですが、整備の面で、熊野東中学校の校舎裏、あるいはプール付近というのは、たしか文教で行ったときにも全然、何年も手つかずというふうな、将来ここをどうされるつもりなのか、ちょっとお考えをお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） まずは校舎裏のほうでございますが、来年度、東中学校のほうは大規模改造をしますので、それにあわせてちょっとどのあたり、傷んでいるところは修繕は、整備していこうと考えております。プール付近のほうは、現在プールも使用しておりませんので、どのようにしていくのがいいのか、今後検討させていただいて、使わないのであれば立入禁止のほうにしていこうかとも検討しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（山野） 何か防火用水の利用に使っているとかという話もあったんですけど、それ熊中も含めて、東中のプールの検討をどうかよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

以上でございます。

〇議長（山吹） 諏訪本議員。

〇4番（諏訪本） だから、解釈としては学習プリントの印刷や採点業務等をして、教員の補助をしているというように捉えていいんですか。

〇議長（山吹） 民法教育部長。

〇教育部長（民法） そういった主には雑務といったところをしていただいております。

〇議長（山吹） 諏訪本議員。

〇4番（諏訪本） だから、そのことによって教員が学力向上に取り組めるという、これは文章なんですね。

〇議長（山吹） 民法教育部長。

〇教育部長（民法） そういった雑務を減らすことで、教員が学力向上に集中できると、そういった文章になっております。

以上でございます。

〇議長（山吹） 立花議員。

〇3番（立花） 私の先ほどの関連なんですけど、不登校の生徒というのが27名から23名と先ほど言われましたけども、これは人数割合からいって、全国の平均というか、品質管理を人間に当てはめたらおかしいんですけど、1,000分の3とかありますけども、何名ぐらいまでは許せると思っておられるのか、決してゼロにはならないと思っておられるのか、そのあたりのことと。問題行動というのは具体的にはどういう行動というのを教えていただければと思います。

〇議長（山吹） 民法教育部長。

〇教育部長（民法） まず、不登校のほう、以前こちらのほうも学校の関係、詳しく細かい現場までは私も存じておりませんが、ゼロには難しい。少しずつでも減っていかばいいということで、うちのほうは減っておりますので、評価のほうもいい評価をつけております。やはり家庭事情とか、体力とか、そういったいろいろな面がございますので、なかなか難しいかと感じております。

〇議長（山吹） 横山教育部次長。

〇教育部次長（横山） 今の質問に関連いたしまして、数値のほうを御報告させていただきます。

まず、不登校でございますが、平成25年度、小学校のほうは2名、中学校のほうは27名、平成26年度になりまして、小学校が6名、中学校が23名、平成27年度、これ10月末までの数値でございますが、小学校が2名、中学校が22名という状況でございます。

そして、質問の中にごございました問題行動についてということでございますが、まずいじめ、あるいは暴力行為、そういったものを指すということになろうかと思っております。

まず、いじめに関する数値のほうでございますが、平成25年度、小学校のいじめの件数が2件、中学校の件数が1件でございます。平成26年度、小学校のほうは2件、中学校のほうは7件、平成27年度、小学校のいじめの件数が10月末までで3件、中学校のほうは3件ということになっております。

続きまして、暴力行為の数値でございますが、平成25年度、小学校が1件、中学校がゼロ件、平成26年度、小学校が3件、中学校が1件、平成27年度、小学校が2件、中学校が1件ということになっております。

全国平均のほうは、今数値のほうは持っておりません。

以上でございます。

〇議長（山吹） ほかにございませんか。

立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） 今、数字的に聞かせていただいて、決して大きく減少というか、効果が出ているようには思いませんし、全国平均というのとは多分わからないというのではありませんけれども、もう少し大きな効果というよりも、多分Cぐらいでもいいんじゃないかというような気がするんですが。私も詳しいことはよくわかりませんが、もう少し取り組みのほうを、支援員を多くするというのも私はわかりませんが、そういったこととか、あるいは評価の仕方というのとは、先ほど言いましたように、ちょっと乱雑過ぎるようなそんな感じがしておりますので、今後はもう少し詳しく分析をしていくというか、そういったことを重ねてもらおうというような方法があるかどうか、またお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 今後、また他の市町のこういった報告書を検討しながら、また来年度のほうは見直しを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 済みません、立花議員の質問に付随するんですけれども、この評価委員による評価の仕方、先ほどA B C Dとあるのに全てBと、平均的に値をとってBとなっているということなんです、これでは資料として私たちが見えにくい部分がありますので、例えばこのたび支援員さん3名となっておりますが、この点に関しましては今立花議員がおっしゃったように、この3名で本当にいいのか、もっとふやすべきではないのかといったこともあるとは思いますが、評価の資料の書き方ですよね。平均的にBというのではなくて、例えばAが1、Bが2とか、Bが2、Cが1といったようなあらし方をいただければ、私たちが非常に見えてくると思っておりますので、今後検討をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

5をもって説明いたします。

まず、幼稚園の旧制度と新制度における運営に係る違いを説明させていただきます。資料の1に表として掲載しておりますが、旧制度では、幼稚園はそれぞれが設定した入園料、保育料と私学助成金でもって運営されております。また、保護者は幼稚園それぞれが決めている入園料を支払い入園し、保育料を毎月支払いいたします。所得に応じて3月末に就園奨励費を町から受け取っていました。しかし、新制度では幼稚園は国が設定した定員に応じた公定価格で運営することになります。

公定価格は町からの委託料と保育料を合わせた金額となり、保護者は町が設定した保育料を毎月幼稚園に支払い、町は公定価格から保育料を差し引いた額を幼稚園に委託費として支出します。また、この委託料は、国、県、町での負担となります。

次に、新制度における幼稚園等の保育料の設定については、国が示す利用者負担額を限度に市町において定めることとなります。新制度は本年4月から施行されておりますが、本町では、町内に設置された幼稚園が新制度に移行しないこと、また、新制度に移行しない幼稚園に適用される就園奨励費の額が明確になっていないことなどから、新制度に移行した町外の幼稚園等に通園している者の保育料は、幼稚園等が設置されている市町の保育料を適用することとしていました。このたび、町内にある幼稚園を運営する一つの法人から新制度に移行する旨の申し出があったことから、町として保育料を設定することとしました。

保育料の設定に当たり留意した事項は、保育所の保育料と同様に、子育て世帯への負担軽減を図るとともに、幼稚園等の保育料が保育所における短時間保育の保育料を超えないように設定いたしました。また、これまでの保護者が受け取っていた就園奨励費の額を考慮し、保護者が実際に負担している金額を基本に設定しました。

具体的には、町内にある二つの法人の入園料を含めた1人目の年間保育料から就園奨励費を控除した保護者の実質負担額を所得階層ごとに算定し、二つの法人の平均額を求め、その金額を100円単位に端数処理をして設定しました。左下の表に掲載しておりますとおり、所得階層としては、生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税の所得割の金額で3階層の5階層に区分され、実質支払っている保育料を計算して掲載しております。

資料右側のページですが、左の表が保育所の短時間保育の保育料を、右側の表がこのたび設定した幼稚園の保育料でございます。幼稚園の保育料は、子供が複数いる世帯に

については、就園奨励費と同じ子供の人数の数をしますので、小学校3年生以下の児童から数えて第2子を半額、第3子以降は全額免除といたします。また、国が示す公定価格の給付単価限度額を上回ることはないように設定するとともに、保育所の保育料を超えないように第3階層を三つに細分化しております。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 済みません、それでは熊野町が設定された保育料のことですが、近隣市町とのバランスはどのようになっているのか、お聞かせ願いたいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 近隣とのバランスというか、調整も図って、そう高くないようには設定をいたしました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 要は近隣市町と比べて熊野町の設定された額が高いのか安いのか、そちらのほうをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） まず、熊野町のA階層につきましては生活保護になりますので、いずれもゼロです。B階層、町民税の非課税世帯については、熊野町においては2,900円に設定しておりますが、府中町、坂町、海田町については3,000円で、熊野町のほうが100円安く設定をいたしております。あとC階層については若干、それぞれ

れの階層区分をさらに府中、坂町については細かくしておりますが、熊野町においては1円以上4万8,600円以下については7,800円、1万2,700円、1万3,000円というふうに三つに分けておりますが、ほぼ同じ額で設定をしております。4階層につきましてですが、Cの4熊野町においては1万7,500円設定をしておりますが、府中町においては、例えばそこをさらに4階層に細分化をして1万2,500円から1万8,600円というように分けております。坂町においても1万3,000円から1万8,000円というようにしております。おおむねその中間よりはやや安めに設定をしておるような状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（山野） こういうふうに規定することによって、町の補助率というのは以前に比べて上がるんですか。どんなですか、負担額は。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 新制度に幼稚園が移行した場合の町の予算的な影響額という御質問だと思います。

これまでは私学助成ということで、これは最初に冒頭の部長の説明でもいたしました。が、所得階層によりそれぞれ教育委員会のほうから助成金という形で各世帯に配分をされておりました。それが大体1,600万円でございます。

新年度から新制度に移行するということで、今度は保育所と同様の、子供1人当たりの国で定めた公定価格、これは委託料等になると思いますが、そういった支給方法に変わります。ということで、今想定をしておりますのが実質、就園奨励費を差し引いて町の負担額が、あわせてトータルで約1,000万円ぐらいは上がるものと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 山野議員。

○12番（山野） これは幼稚園は大体学校法人だから教育委員会関係で、保育所は民生部になるんですね。それらの担当課が変わるのかということと、あと町の委託、こども園になることによってそのこども園の経営方針、人数とか、そういったものは、保育人数とかそういったものの制限はあるんでしょうか。

○議長（山吹） 清代民生部長。

○民生部長（清代） 新制度に移行した幼稚園については、民生のほうで担当するようになろうかと思えます。就園奨励費については補助金の交付が教育委員会から交付しなきゃいけないということで、教育委員会からの国への就園奨励費は助成金の申請をします。そこで、そこらあたりちょっとどうするかというのは、今ちょっと検討しているところです。

それから人数ですが、現在幼稚園についてはそれぞれ認可定員というものがあります。これ認可を受けておられるのが以前から変わってなくて、かなり大きな数を持っておられます。実際的には現状に即した利用者の数を、これも子ども・子育て会議のほうでちょっと調整をしなきゃいけないんですが、現状に即したような形に定員といいますか、預かる人数の確保ということで、今後決めていくような格好になります。

○議長（山吹） 山野議員。

○12番（山野） それによって、経営が成り立つのか、成り立たないのか、単独のね。町には関係ないかもしれないですけど、やっぱり存続する方法を考えてあげないといけないのと、もう一つの園に関しては、何か動きはあるのでしょうか。

○議長（山吹） 清代民生部長。

○民生部長（清代） 経営的には新制度に移ったほうが質の向上というようなことも言われておりますので、若干上がるんじゃないかならうかと、園側の収入がですね。というよう

な見込みを立てておりますが、実際何ぼになるかというのは、私学助成の額が何ぼ今まで幼稚園がもらってらっしゃったかというのがわかりませんので、ちょっとそこらあたりについてはわかりかねるところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） もう一つの法人さんについては、まだ移行するというようなことは考えておられないようでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 済みません、この様子を見よりますと、子ども子育て支援というのは結局少子化対策であり、親御さんが働きに出にゃいけないということの中で環境をよくすると、セクショナリズムをなくしようというような大きな流れがあったと思うんですが、特に都会では大問題でございます。熊野では余り、全く待機児童がないという状態のようございましたけども。

一つの園はこの制度に参加しようと、もう1個は残ってらっしゃると。ただ、移行されたばかりに金額も平均を出したりせにゃいけないと。だから、残ったほうが制度よりも安く運用をされるのか。これ平均をとられましたから、高かった人は安くなるけど、安かったところは上がりますよね。その制度にオーケーを出した幼稚園はその制度にのっていかれるでしょうけど、かわりに低かったところは低いままで行かれるんでしょうか。そこはどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） ただいまのは保育料のことだと思うんですが、残られた一つの法人については、保育料等を改定するという話は聞いておりません。現状のままだろうと思います。二つを平均したというのが数千円、園によって保育料が違いましたので、安いほうに合わせればよかったのかもわからないのですが、やはり町の財源的なことも考えまして、両方の平均ということで算定をしております。



において、世代間交流、高齢者の生きがいと健康づくり活動、あるいは子育て支援活動といった目的で、また、深原地区公園は、約3万9,000平米の敷地に、グラウンドのほか子供の遊び場や芝生を張った広場などを設けて、それぞれ広く地域住民の利用に供しているところでございます。また、平成20年度のオープン時から指定管理者制度を活用させていただいており、引き続き指定管理者に管理を代行させたいと考えるものでございます。

次に、指定管理者の候補者でございますが、特定非営利活動法人きらら会を引き続き指定させていただきたいと考えております。このたびの指定期間は、熊野町指定管理者制度導入基本方針に基づき、継続して同じ団体を指定する場合の5年でございます。

次に、このきらら会を候補者とした理由でございますが、平成20年度から8年間、この施設の指定管理者として施設を管理し、この間、事故もなく真摯に業務が遂行されております。施設の維持管理におきましても、清掃や植栽などに地域の老人クラブや地域のコミュニティー団体等と連携し、また、施設ののり面に芝桜を定植するなど、当初の目的であった民間における施設管理能力を活用し、効果的かつ効率的な運営、住民サービスの向上が図られていると考えております。行政でも企業でもない、新たな社会づくりの担い手が、保健・福祉、まちづくり、あるいは地域安全など、広範にわたる地域住民のさまざまな公共的ニーズに対応する、そういった担い手として、地域色豊かな活動実績を積み重ねており、今後もこれらの活動に対して町として支援すべきものと考えております。

次に、管理の基準や業務の内容でございます。管理の基準でございますが、それぞれの施設の設置管理条例や関係規程を遵守して管理を行っていただきます。代行させる業務としましては、施設・設備の維持管理、使用許可など利用料金の収受といった業務が主なものであり、具体的には協定書に明示することとなります。

最後に、指定管理料でございますが、今後、消費税の増額に伴うものや修繕費を除いては、年度によって管理費が大きく増減することはないものと考えております。ここに掲げております平成27年度の指定管理料を基準として、年度ごとの管理料を設定することといたします。

続きまして、熊野町環境センターでございます。資料を1枚めくっていただきたいと思います。

熊野町環境センターは、廃棄物を衛生的に処理して、快適な生活環境の保全と公衆衛

生の向上を図り、循環型社会を構築するため、平成18年度にストックヤードとして整備したもので、平成20年度から指定管理者制度を活用させていただいており、引き続き、指定管理者に管理を代行させたいと考えるものでございます。

次に、指定管理者の候補者でございますが、特定非営利活動法人熊野人材センターを引き続き指定させていただきたいと考えております。熊野人材センターは、定款の目的にもございますとおり、地域経済の活性化や福祉の推進に関する事業として、高齢者支援事業、育児指導管理支援事業、老人・身障者介護支援事業、広熊道路管理支援事業などを実施し、地域社会の発展に寄与されております。今後もこれらの活動に対して、町として積極的に支援すべきものと考えております。このたびの指定期間は先ほどと同様、5年でございます。

次に、この熊野人材センターを候補者とした理由でございますが、平成20年度から8年間、熊野町環境センターの指定管理者として施設を管理し、この間、事故もなく真摯に業務が遂行されております。また、住民の利便性の向上を図る取り組みとして、毎月第2土曜日と第4日曜日に施設を開き、ごみリサイクルの推進を目的とした大型ごみの個別収集・リサイクル事業を展開するなど、当初の目的でありました効果的かつ効率的に運営、民間の施設管理能力の活用、住民サービスの向上及び経費の節減等が図られております。このたび提出された環境センター指定管理事業計画書にも、引き続き住民の利便性の向上を図る取り組みを行うこととされており、引き続き、町環境行政の推進が期待できると判断し、熊野人材センターを候補者として選定いたしました。

次に、管理の基準や業務の内容でございます。管理の基準としては、熊野町環境センター設置及び管理条例及び関係規則を遵守して行います。また、代行させる業務ですが、施設・設備の維持管理、施設に搬入された廃棄物の処理、廃棄物処理手数料の徴収などの業務が主なものであり、具体的には協定書により明示いたします。

最後に、指定管理料でございますが、先ほどと同様に、年度によって大きく増減することはないと考えております。ここに掲げております平成27年度の指定管理料を基準として、年度ごとの管理料を設定いたします。

続きまして、熊野町中央ふれあい館でございます。資料の3枚目をお願いします。

熊野町中央ふれあい館は、旧役場跡地に広く住民に触れ合いの場を提供するとともに、福祉コミュニティーの形成、地域住民の趣味及び文化活動の推進並びに健康増進等を図り、もって中溝地区中心市街地の活性化を促進させることを目的に、機能としましては、

地方自治法に基づく「公の施設」と住民課の「出張所」、郵便窓口業務の委託等に関する法律に基づく「簡易郵便局」で構成する複合施設として設置された施設でございます。

次に、指定管理者の候補者でございますが、株式会社公和を、引き続き指定させていただきたいと考えております。株式会社公和は、指定管理施設の管理運営及び附帯する一切の業務と定款の目的にもございますとおり、ふれあい館の指定管理を行うために設立された会社でございます。このたびの指定期間につきましても、先ほどの二つの施設と同様に、5年間でございます。

まず、指定管理者候補者の選定でございますが、まずこの法人の代表者は、館内で簡易郵便局を開設されており、平成16年度からは館の諸業務を受託し、また、平成22年度から中央ふれあい館の指定管理者として、館の管理や公共サービスの提供実績が豊富で、この間、事故もなく真摯に業務が遂行されております。

次に、館の管理の効率化でございますが、この法人以外の団体を指定管理者とした場合、中央ふれあい館は指定管理者が管理し、中出張所は町が管理し、中溝簡易郵便局はこの法人の代表者が管理することとなります。このように、小さな館を3者が共同管理するとなりますと、効率的な運営が難しくなり、また、責任の所在も不明確になるなど、管理運営の一体性を損なう恐れがあり、館の管理を最も効率的・効果的に実施できる者が、指定管理者としてふさわしいと考え、株式会社公和を候補者として選定いたしました。

次に、管理の基準や業務内容でございます。管理の基準としましては、中央ふれあい館の設置及び管理条例及び関係規則を遵守して行うこととしております。また、代行させる業務でございますが、条例及び規則に従い管理を行うことを基準とする旨を明示いたします。業務の範囲としまして、施設・設備の維持管理、館の使用許可あるいはその取り消し、施設の使用料を指定管理者の収入とさせたいと考えておりますのでその収受、これらの業務に付随する業務とする旨を具体的に協定書に明示いたします。

最後に、指定管理料でございますが、先ほどと同様に、年度によって大きく増減することはないものと考えております。ここに掲げております平成27年度の指定管理料を基準としまして、年度ごとの管理料を設定することといたします。

最後に、今後の予定としましては、12月定例議会に指定管理者指定議案を上程させていただき、議会で承認いただきました後に、平成28年度の当初予算案に債務負担行為及び委託料の計上させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 私もかつて体育施設等に勤めたことがありますのであれですが、指定管理料に対して今利用料収入関係の要するに数字が載っておりますけども、パーセンテージではじいてもらったほうが、実際の管理料に対しての収入がわかりやすいと思いますので、パーセンテージで示してもらえればと思いますが。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） ここに掲げております利用料収入というのは、実際に館のほうで收受した利用料でございます。ということで、管理料につきましては、実際にかかる経費、人件費であるとか、光熱費であるとか、そういうものを積算して運用した実績でございますので、パーセントを求めれば数字は出てこようかと思いますが、ここに掲載しておりますのは実際の数字ということでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 指定管理料というのはあくまでもやはりこれは町の税金になるわけですから、やはりそれに対して実際のランニングするための費用がかかっているわけですが、そういう中で先ほど言いましたように利用料がどれだけあったから町の負担がどれだけになるという、それぞれ金額は示してありますけども、やはり先ほど言いましたようにパーセンテージでやはり実際のランニングコストに対してどれだけの収入があるということを示したほうがいいというふうに、繰り返しになりますけども。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 実際の収入に対してどれだけのランニングコストがかかっているのかということだと思いますので、そこらあたりはパーセンテージについては出していき  
たいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） 指定管理でございますけど、民間に公募とかいうことはされないのかと  
いうことが一つと、あと利用しておられる町民のいろんな御意見があるんですけど、そ  
こらはある程度町のほうが把握されて、ある程度御指導とかされているかという、この  
2点についてお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 確かに指定管理者については公募ということも考えられるわけ  
ですが、これら三つの施設については当初から地域に根差した活動をしていただける団体を  
育てようというようなことでそれぞれNPO法人を設立いただいた経緯もございます。  
そういった中で、地域の中で現在根づいた活動をされておると考えておりますことから、  
このたびも継続してこの三つの事業者指定管理をしたいというふうに考えたところで  
ございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思
います。

ただいまの説明を了として、12月定例会において関係議案が提出されますので、改
めて審議することとし、また議員から出ました意見を十分踏まえ今後検討していただく
ことを要望しまとめとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議ないようなので、本案件については、ただいまのようにまとめとさ
せていただきます。

以上で執行部からの報告並びに協議を終わります。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(休憩 1 1 時 2 7 分)

(再開 1 1 時 2 8 分)

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、これより後は議会の協議事項に移りたいと思います。

協議案件、子ども教育環境についての民生部と教育部の協力体制についてです。この案件については、議会として熊野町の現状等を把握しておきたいという趣旨から、議会から執行部に対して協議を申し入れました。

確認事項は、1、不登校児童並びに生徒への対応について。2、子供の貧困対策について。3、居住実態が把握できない児童について。4、見守りボランティアと学校の連携について。5、放課後児童クラブについて。6、各関係機関との情報の共有の実現について。

以上です。

この6項目について、執行部からの説明をお願いいたします。

清代民生部長。

~~~~~〇~~~~~

○民生部長（清代） 子供の教育環境についての民生部と教育委員会の協力体制について、6項目について御質問いただいております。教育委員会で対応しているところもございりますが、私の方から一括して協力状況について説明させていただきます。

まず、最初の不登校児童及び生徒への対応では、まずは学校内でこういった事例が起きた場合には学校内で対応しています。児童・生徒の欠席が続き始めると、学級担任や生徒指導主事等が家庭訪問を行い、家庭と連携をとりながら不登校になった原因を確認、校内の生徒指導部会で取り上げ、協議を行い、情報を共有しながら解決を図っております。

また、不登校の原因が児童・生徒の保護者のDVであったりネグレクト等、家庭環境にある場合には、学校は教育委員会や民生課と連携を図り、要保護児童虐待ネットワーク会議などでも協議をし、子ども家庭センターや警察等とも連携しながら対応しているところです。

次に、2番目の子供の貧困対策としましては、第1には生活保護費の支給ですが、ひ

とり親家庭への児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の助成、ひとり親保護者の就職支援として、看護師・介護福祉士等の資格取得に向けた職業訓練給付金の支給等を行っております。また、その他の子育て世帯への経済的支援としましては、乳幼児や児童への医療費の助成、保育所保育料の軽減等を行っているところです。

就学の前と後との連携ということでは、生活保護の受給と学校の就学援助が関連しておりますので、生活保護の受給に移動があれば民生課から教育委員会のほうに通知をしております。学校においても就学援助制度については就学時健診や各学校での入学説明会等で周知し、また、学期の始めにつきましては改めて各家庭に周知しているところがございます。

3番目の居住実態が把握できてない児童について、乳児健診等を受診していない乳幼児の取り扱いはどのようにしているのかということがございますが、乳児健診等を受診していない乳幼児への対応では、乳幼児の健診の案内を通知する際に、受診できない場合は健康課へ未受診の理由をあわせて連絡していただくよう保護者にお願いしているところです。実際に未受診で連絡がない場合につきましては、自宅への訪問、電話連絡、保健事業等により状況を把握するとともに、保育所や幼稚園への訪問等により、子供の状態を確認しています。また、就学時健診を欠席した児童の保護者に対しては、再度、町内の医療機関で受診するように通知し、全員の把握ができていると考えております。

4番目の見守りボランティアにつきましては、地元有志の方6団体が各学校の1年生の下校時間帯に通学路上で児童の下校をサポートし、町としても活動される方へ防犯ベストや帽子の貸与、保険の加入等で支援をしているところです。各学校のPTAも学期の始めや終わりには各交差点に立って交通指導等を行っていただいております。学校においても学校の前の交差点等に登校時には出かけており、役場の職員も町内に出かけるときには青色の回転等をつけた公用車で移動をしているところです。学校や各団体との見守る時間帯等については調整も行っておりまして、町全体で見守る体制にはなっていると考えております。

5番目の放課後児童クラブでございますが、放課後児童クラブは児童福祉法に基づき、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る保育事業として実施しており、その取扱いは帰宅していることとなります。しかし、学校内で事業を行っていることから、教育委員会や学校とは、学校行事等のスケジュールや下校時間等の情報共有のほか、クラブ内での事

故やトラブルの対応、課題を持つ児童や家庭の対応について密に連携しているところでございます。けがや事故発生時においても、小さなけがについては児童クラブで対応しますが、状況に応じ、校長先生や教頭先生に協力を仰ぐとともに、保護者に連絡をとり適切な対応に努めてまいります。

最後に各関係機関との情報共有ということでございます。相談業務等、基本的にはそれぞれの担当課で対応することとしております。そのため総合的な相談窓口は設置しておりませんが、事例によりましては庁舎内の各課、その他関係機関と協議する場は持っております。例えば、児童虐待・DVに関することでありましたら民生課が窓口となりますが、健康課、教育委員会、学校、保育所・幼稚園、警察、児童相談所等と連携して対応しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 5番の放課後児童クラブについてですけれども、先ほどの説明ではけがの状況に応じてその対応をしておるといことなんですけれども、例えば極端なことを言いますと、死亡事故が起こったりした場合、これは実際どこの責任になるんですか。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） けが、死亡も含めて、基本的に児童クラブ内で起こった事故については、民生課のほうの責任になります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） その場合の今現在児童クラブに入っている子供に対する保険関係は入

っているんですか、入っていないんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 児童クラブでそれぞれ事故、死亡も含めて傷害保険に加入しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） この件については以前もちょっと別の会議でお願いしたことがあるんですが、やはり基本的には子供の教育にかかわることであるというふうに私は思っております。そういう中で民生部が対応されるということもいいんですけども、私は基本的にはお金のほうは民生部のほうが出しながらも、やはり子供の教育にかかわることであるから教育委員会が対応すると。そして、以前も申し上げましたが、児童クラブ対象外の子供たちも参加できる、保険等に入って一緒に参加できるような子供の社会を分断しない、先ほどの不登校等にも絡みますけども、やはり子供ら同士が仲よく遊べるという社会ですか、こういった活動の場を提供していくべきではないかなというふうに思っておりますが、それに対する御意見がありましたらお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 放課後児童クラブにつきましては、これは児童福祉法に基づく事業でございます。保護者が仕事などによりまして放課後家庭に親がいないと、保護者がいないという児童を対象にして実施をしております。これは熊野町に限らず全国の市町村でこの児童クラブについてはそういう対象児童ということで厚生労働省の補助をもらって運営をしております。ということで、基本的にはそういうような全児童を対象とした事業ではございませんので、事故も含めた責任の所在は民生課にございます。

それと、あくまでも放課後になりますので、児童クラブがある意味家庭と同じような役割を担うということになりますので、そういった趣旨で民生部のほうで所管をしている状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） これに対してはやはり非常に難しいことであるのは私も重々承知しているわけですが、先ほど言いましたように、やはり子供たちのいろんな遊びの世界というんですか、こういった分で子供たちが、あの子らの活動の中には入れないとか、私も実際、学校へ行ってみたりしましたけども、その子らはその子らで活動している、また別に遊びにいった子はその中には入れない。やはりそういうような社会をつくるというのは、今どきやはりいろんな中で子供たちが一緒にとともに遊べる時間やら、そういったことが制限されておるんで、ぜひともそういう一緒になって遊べるような子供たちの社会をつくってやりたいなというふうに思っております。

この前、先日私総務委員会のほうで綾部市のほうに視察に行きましたけども、ここは社会体育課だったかな、教育課が対応しているという話を聞きました。やはり本当に先ほど言いましたように難しいいろんな困難なことがありますけども、縦割りの中ではなしに、やはり熊野町独自のそういった活動というんですか、こういった社会を子供たちを育成するためにもぜひともつくっていただきたいというふうに思っております。これはお願いになります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 済みません、引き続き放課後児童クラブについてなんですけれども、今、清代部長のほうからいろいろお話いただきましたが、このことについて軽いけがであれば民生課のほうで児童クラブ内で対応するという事なんです、ちょっと軽くない場合です。学校長のほうと連絡をとって対応するという事だったんですが、このことについて、教育委員会も把握していくべきではないかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（民法） 教育委員会のほうでも今回の件がございまして、各学校のほうと連絡をとってまいりました。そうしますと、学校のほうもやはり養護の先生がいれば来てもらえばすぐ対応するということでした。たまたま養護の先生が出張等でいない場合は、担任の先生とかが軽い処置はするようにはなっているということですので、全て児童クラブに任せているわけではなくて、学校のほうにも言っていただければ、養護の先生がいれば対応するとの回答をいただいております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 民法議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（民法） 済みません、前も児童クラブのことで言ったんですが、今回、ちょっとした私ごとの孫の問題でいろいろ聞いておってかと思うんですが、学校側と放課後の学校の先生との連携といったものは全くないというか、学校から出てしまったら家庭に帰ったとみなすというか、学校からはノータッチというのが現状じゃなかろうかと思うんですが、そういった問題でいろいろうちの娘らが相談したわけなんです、学校の先生は知らんと。それで、児童クラブの先生方ももうちょっと待ってくれということで、役場の民生のほうへ行った連絡はかなり遅かったろうと思うんです。時間がかかり過ぎたというか。そういったことについて、役場との連携というか、児童クラブの方の指導というものをどれぐらい、大体1カ月に1回やると言われたじゃないですか。どのような指導というか、報告を受けているかというようなことをちょっとお聞きしたいんですが。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 光本民生部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） 現場で各児童クラブの運営について、各クラスごとに最低2名を配置しております。第一小学校が今3組、第二小学校が1組、第三小学校が2組、第四小学校が3組、計9組ございます。ということで、今民法議員言われたように、定期的な会合、ミーティングについては月に1回、各児童クラブで持つようにしております。

特に、その中で日常的に子供同士のトラブル、保護者も巻き込んだというか、関連し

たトラブル等もかなりございます。ということで、基本的な研修ミーティングについては月一でございますが、その都度その都度起こったことについては、その都度迅速に我々民生課のほうに連絡をいただいて、保護者対応も含めて行うようにしておりますが、ただ、それぞれ中には報告がおくれたりとか、指導員のほうの内部での連携不足等もあって、保護者のほうへのおわび等というようなところもあることはございます。

いずれにしましても、民生課のほうで最終的な責任になりますし、当然、学校の先生方にも影響、御迷惑をかけるような事案も正直言ってございますので、そういったことも含めて学校との連携も含めたところで指導員の指導をしておるような状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） ありがとうございます。

それと、子供たちの態度といいますか、指導員の方がよく困られるというか、子供が発散する場というか、わけがわからんようになるらしいんですよ、指導員の方がどうじゃこうじゃいうて言えば、例えば蹴り飛ばすとかいうようなことを聞くんですが、それは事実、うちも子供を預けてて実態というものを孫のほうからも聞いたりするんで、そういうことが本当にあるのかどうかの把握はしてますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 個々に報告を受けてるものだけではなくて、実際に、学校から児童クラブに帰ってきた子供というのはかなり緊張感が緩むといいますか、たがが外れて非常にやんちゃな面を出す子供も実際におります。度が過ぎて、例えば指導員、特に指導員は女性が大半でございますので、女性に対しては特に暴力をふるったりとか、暴言というのは随分とございます。

その中で、子供にも当然優しく指導員のほうから指導をしておるような状況ではございますが、なかなか昨今、子供もなかなか理解しないとか、暴力的な子供も大勢ではございませんがなかなか改善が見えないというようなこともありまして、またそういった

ところも含めて学校のほうの先生方との協力を得ながら指導方法といえますか、そういったところをいろいろ情報提供をしてもらったり、学校のほうに助けていただいているような状況がございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） ひとつよろしく願いたします。まだまだ支援員の方、昔から支援員の中での、支援員同士のトラブルとか、いろいろあるみたいなので、そういった責任者と打ち合わせするのではなく、一人一人の方といろいろな細かいことを聞いていただいて、いい児童クラブにしていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 大変ビックバンのごとく仕事が多くなる状況を感じるんです。

先月号の文藝春秋に教育の再生というのが出ております。この中にもあるんですが、親教育。これ必要十分条件はないんです。十分条件はないんです。必要条件ばかり追求していかないけんですが、もう事例ごとにケースが違います。そんな中で子供同士のトラブルを親が見よったら、親は我が子がかわいいものですから、また変わった情報が出たり。

そんな中で、やはり家庭教育とか、親育ですね、親を育てる場面を、うちどくも踏まえていろいろな手だてで育つという場面が必要かと思うんですが、要は末端の、枝葉の問題を解決するだけじゃなくて、幹を耕す、あるいは肥やすという、こういうチャレンジはないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） こちらのほう、本当に今家庭教育の低下というのはよく言われてお

ります。教育委員会としましては学校とともに、学校のPTA活動のほうですとか、そういったPTAの研修会、そういったものに学校側から保護者のほうに積極的に参加していただければいいんですが、なかなか以前から参加していただける親なんかは、子供さんはよく聞いておるんですが、いろいろあれです。くまどくも今回は保護者対象に読書のほうを推進するようにしておりますので、またそういった機会を捉えて、教育委員会も親の教育力の向上に努めて、学校とともにやっていきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） ちょっとうちどくのほうで・・・が、今回、12月には人権の教育場面がありますね。それと大学生も来ましたんですが、園部もまいりました。野中さんの御出身地ということでございますけども。人権教育の今回の場面でもやっぱり参加者がちょっと少のうございます。夜ですから、ちょっと参加しづらいのかなと。だから、ある意味では親子、家族御出席の上でそういう人権問題、これは非常に奥が深い中でちょっと今休んでるといいますか、手薄になっているような感じがします。ぜひぜひこころもPRしていただいて、人権問題、これさまざまな場面に出てまいりますので、よろしく御検討をお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 児童クラブのことばかりで申しわけないんですが、私の子供も児童クラブに通わせておりますので、現場のことは他の利用者なりからもお話を聞いておりますし、実際私も何度か、これは問題になるのではなかろうかというところも見たりもしているわけなんですけども、民生部のほうとしましては、抜き打ちでも何でもよろしいので、実際現場を見にいかれたりということはどうぐらいありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 週に1回は、これ抜き打ちという言い方が適切かどうかかわからんですけども、週に1回は各現場のほうはそれぞれ見回りのほうに行ってます。ただ、抜

き打ち的に何かを疑うとか、何かを査察するとかいうような、そこまでの具体的な目的を持ってということでは、そこまでは実際にはできておりません。

ただ、いろいろ保護者の方からのクレーム等もございます。それと、指導員からの個々のいろいろな内部でのよろしくない情報とか、苦情等もありますので、その辺についてはやはりこっそりですけど、私も含めて顔を出して、さりげなくそういった状況を確認というようなことは今までございました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 先ほど指導員なり保護者からのクレームということでお話がございましたが、この場でどういったものがあつたのか言えるものであればお教えいただきたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 特に具体的にきょうちょっと持ち合わせてございませんが、子供に対して、例えば子供を傷つけるような言葉を、軽率な言葉で指導員のほうで吐くというようなことはございました。これは身体的なこととか、いろんな個別のことも含めて、そこまで言った指導員については悪気はなかったというようなこともありました。実際にはそういう不適切な言葉とかいうのがございました。

それと、男性の指導員が女生徒に、ちょっとセクハラじゃないですけども、ちょっと嫌がられるような感じだというようなことも保護者のほうから伺いました。

いずれにしましても、そういった場合についてはやはり現場で確認するとともに、現場のほうで管理のほうを任せております主任のほうに事実確認をした上で対応をしておるような状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田）・・・申しわけないんですが、各指導員さん、資質についてはばらつきがあるように思います。本日案件の中で連携中核都市圏等についてということで、放課後児童クラブ職員等専門研修事業についてございましたが、指導員の資質の向上なりを図るためにも、できればこういったものに熊野町としても参画していただけたらということではと考えております。

あと、あわせて学校長等の連携が適切に行われておるといようなお話も先ほどございましたが、実際、軽くないけががあつたときでも、学校のほうには連絡なり行ってなかったということが多々ありました、これまで。そういったこともございますので、児童クラブと学校との連携につきましては、強化のほうを一層進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹）立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花）今の児童クラブの件なんですが、私も実は当時どのように呼ばれていたかわかりませんが、児童クラブの支援員というのをやっておりました。実際に生徒が帰ってきて、そしていろんな暴言というか、生徒のほうから日ごろ先生、先生と呼ばれるわけです。先生と呼ばれているのはいいんですが、これは先生じゃないんでと、そういう言葉を聞いたり、あるいはまた何かこっちが腹が立つようなことをいっばい子供が言うわけですよ。だから、そのことを学校の先生に伝えるとかいうこともしておりませんし、まあ子供だからというぐらいのことでその日は済むんですが、やっぱり学校の先生との連携ということを通して、この子は学校の中ではいい生徒かもわかりませんが、家庭に入ったらこういうことになるという、そういった部分もある程度分析とか、そんなことをされながら学校教育の中で生かしてもらえよう、そういうことをしてもらおうということは必要じゃないかと思ひますし、先ほど尺田議員が言われましたように、支援員の教育とか、研修とか、そういったものも深めていかないと、今のところは具体的にどのようなことが起こっているかわかりませんが、とんでもないことが起こるかもわかりませんが、そこらあたりのことをもっともっと学校と児童クラブとの連携というものを深めていっていただけるような考え方について教えていただきたいと思います。



○議長（山吹） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） この点につきましては非常に悩ましい問題でございます。そして、これは各地域、組織によって違うかも知れませんが、この児童クラブをどこに設置してあるかというのも一つ問題だろうと思います。

いわゆる熊野町の場合は学校の校舎の中に設置してあります。しかし、この近辺の町においては学校の外、あるいは学校の校舎の端というような状況でございます。そのような状況の中で、非常にこれは私も現実、小学校の校長をしとったときに、非常に悩ましい問題になってくるわけです。

先ほど来、何遍も出ておりますが、子供にとっては家庭なんですね、家なんです。いわゆる具体的な話を言いますが、おやつ頂戴と、おやつもある。学校では物を持ってきてはいけないということはきっちり決めております。したがって、我々として、教育長として考えることは、我々は法に準じて仕事をしてますので、法のところはここでぴちっとせにゃいけん。これだけは間違いありません。だから、境はあるんです。学校と児童クラブというのは境ははっきりあります。

が、ここの中にも何遍も出てきておりますが、結果的にはその学校の子供です。したがって、法に準じて行いながらも人間的な線では当然のことでございます。我が校の子供でございますので、その点につきましては、一人間として対応して、なあなあじゃなしに、やはり対応していかにゃいけんと思います。

そういった意味では民生部と十分連携をとっていくということで御理解ください。上から見たら、よく言われるんですが、地域と何とかといったときに、線はあるんです。法である以上。上から見たときに赤と青という線引きはあるんですが、これが垣根がないというのが私の理想でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） 見守りボランティアと学校の連携ということなんですが、これは門の前まではボランティアの人が見守ると。学校に入ったら学校の先生ということになるので、

そこらあたりのことに関しては一本にされたほうがいいんじゃないかというのは議員の中で出ておりました。先ほど回答されたのが、私ちょっと覚えてないんですけども、これとボランティアで見守り隊がされているんですけど、これの意義というのは誰が見ても子供の安全ということでわかるんですが、これは毎日登校日にはされているものか、そうでないのか。あるいは学校によっては違うのか。そこらあたりのことの実態をちょっと教えてもらいたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 暫時休憩いたします。

答弁のほうは午後、お願いしたいと思います。

再開は1時半といたします。

（休憩 12時07分）

（再開 13時28分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

立花議員の答弁をお願いいたします。

横山教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（横山） 子供の見守り活動につきましては、低学年の下校時にあわせて、町内六つのボランティア団体が定期的に見守り活動をしてくださっているところがございます。その活動は毎日ということではございませんが、第1金曜日、第2火曜日、第2金曜日、第3火曜日、第3金曜日、第4水曜日といったように、おおむね週1回程度の割合でどこかの団体が見守り活動を行ってくださっているという状況でございます。

その活動内容でございますが、主要箇所立ちまわりの見守り、あるいは校門から自宅近くまで一緒に歩いて帰るといったような見守り方法を行っていただいているところがございます。また、学校におきましても先生方が校門の近くに立っての見守り活動も行っているところがございます。

この見守り活動につきましても民生部と連携を図りながら今後も取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 今の見守りボランティアと学校の連携についてですけども、私の認識ではちょっとここに書いてある文章と異なるんですけども、登下校時も学校の管理下であるというように私は思っているんですけども、それで間違いないでしょうか。

そういう中で、ボランティアの方の役割というのはあくまでも支援ということであるというように認識しておるんですけども、そこら辺についてお尋ねします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） やはり諏訪本議員がおっしゃるとおり、児童・生徒のやはり登校時、下校時は学校の管理下にはございます。ただ、そういったボランティアの方には支援をいただいていると、そういう認識ではおります。例えば、第二小学校あたりは登校時は集団登校とか、そういったことでしております。という状況でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） こういった機会にきちっとした認識をお互いがやっぱりしておくことが、いろんな責任問題とも絡んだりしますから、やはりボランティアの方にもそういった理解をしてもらっておくということが大事だろうと思いますので、周知についてもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきます。

ただいまの説明を了とし、今後も民生部と教育部は協力体制を密にし、子供たちの教育環境の充実を図っていただくことを要望し、また議員から出ました意見を十分踏まえ、今後検討していただくことを要望しまとめとしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。執行部の皆様、大変お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

(休憩 13時32分)

(再開 13時33分)

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより後は議会の報告事項に移りたいと思います。

報告案件、各常任委員会の活動状況について、各常任委員長から報告を受けたいと思います。

それでは、最初に総務厚生委員長、時光委員長、よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○7番(時光) 総務厚生委員会の活動状況ということで、先週11月16日、17日と2日間、京都府綾部市、そして京都府南丹市というところへ視察に行っていました。

まず、京都府綾部市というのは人口3万3,000人の町でございます。視察の目的として、まず「新・あやべっ子すこやかプラン」というものがありまして、もう一つ「あやべ特別市民制度」があります。この2点について視察してまいりました。

新・あやべっ子すこやかプランについてでございますが、厚生労働省の次世代育成支援対策推進法に基づいて、今年度4月1日より5カ年計画を立てるということで、さまざまな子育て事業の推進、サービス料の見込みというような形で、いろんなデータが出てまして、視察前に委員会を開きまして、その話の中でファミリーサポート事業、支援事業、これが3,300人という非常に大きな数字が出ていました。特にここのあたりを視察しようということで行ったんでございますけど、これには依頼会員と提供会員の確保ということが必要になってまいりまして、ちょうど視察に行く2日、3日前に熊野町においてもその募集のチラシが出てました。

基本的に、説明を求めたんですが、単なるアバウトな数字ということで、余り根拠のないものでして、逆に熊野町の資料を見ましたら、非常に正確なデータといえますか、実的な数を出してまして、逆にうちの町の方がよかったなということで聞いてまいりました。

もう1点の綾部特別市民制度というのがこれが平成17年7月からやっておられるみたいなんです、年会費1万円を集めまして、年3回ふるさと産品、これは選択肢があって何種類の中から選ぶんですが、約8,000円のお返しプラス送料とか、手数料、パンフレット代ということで、結局1万円集めて1万円お返しするという制度でございました。

これは目的としては綾部市のPR情報発信ということを中心に考えておられたようです。またU・Iターン者などの定住の期待を。平成26年度、これが2,063人、北は北海道から南は九州までいらっしやいまして、予算としては年間250万円使っておられるということでございました。ふるさと納税制度との相乗効果もあり、非常にすばらしい制度であることを聞いて帰りました。

もう1点、京都府南丹市、こちら人口は約3万3,000人の町でございます。

目的としましては、南丹市の市民提案型まちづくり活動支援交付金という形でお聞きしてまいったんですけど、こちらは四つの町が合併したところで、熊野町の20倍という非常に広い町でございました。

まちづくり協働推進事業でございますので、大体熊野町においては5年、南丹市においては3年でございまして、その事業の実績が熊野町の場合5年間で24件、南丹市の場合117件とすばらしい数が出てまして、特に何が違うかという窓口としてまちづくりデザインセンターというものを設けておられまして、ここには自治意識の高い地域活動と行政制度をつなぐスペシャリストといいますか、エキスパートが4人ほどいらっしやって、中間支援組織という形で設置してありました。

結局、こういうことをしようといったときにそういう窓口があるということは大きなことで、その組織が最初の入り口から中間のフォローまで全部やっておられたということで、非常に参考になりまして、この2カ所の視察を終えて、11月20日、忘れんうちにということで、また総務厚生委員会を開きまして、委員の皆様からいかにしてこの今回の視察を熊野町のために結びつけていくかということでさまざまな意見を出してもらいました。

というところで、以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 次に、片川文教委員長、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） 文教委員会のほうは11月16日、9時半から、第11回目の委員会を開かせていただきました。主な協議内容といたしましては、先ほど来、議会のほうから協議を出させていただいた内容、松山市の視察研修を踏まえて全員協議会向けの協議をさせていただきます。視察のまとめということで、まだたくさん上げたい、お伺いしたい案件はあったと思うんですが、今後、少しずつ総務委員会とも協力を得ながら、民生部門のこともございますので、熊野のためにとということで、教育環境について今後も取り組んでいこうと思います。

それともう1点、その他においては今後の、今までの委員会において全般的に調査事項を広く浅く調査していき、知識を共有して、その共有した知識の中で今後の目標として掘り下げて、もっとどんどん調査をしていこうじゃないかという意見が出ました。今回はその程度です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 次に、久保隅産業建設委員長、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○13番（久保隅） 私たち産業建設委員会もこの18日に委員会を2回目を開催しました。その目的は、内容は視察研修に向けて事前協議ということで、委員会でいろいろ協議をしましたが、今回は宮崎県高原町というところが、農業生産土地価格も向上し、農業が熱心だということで、そちらのほうへ視察に行ったらどうかということで、とりあえず視察はそちらのほうに決めていただきました。

また、副委員長のほうが何回かそこらへ行かれ、彼岸花の栽培のほうも結構町全体にきれいに植えているということで、そういったものも見たい。またお彼岸に関連して熊野町にも若干そういうものも植えて客寄せをしたらどうだろう、そういう意見もございましたので、このたびは宮崎県の高原町というところに視察に行かせていただくことになりました。

また、執行部を呼びまして、平成27年度の主要事業の進捗状況ということについて、詳細に説明は受けました。いろいろ説明をきちっとしてもらった後に、くまの・みらい交流館（仮称）へ現地視察に行ってみましたが、たまたま雨天でもあり、また工事もコンクリを打ち上げたというところで現場には危険だから入れないということで、くまの・みらいの保育所の運動場というところ、高台から一応執行部のほうから説明を

受け帰ったということで、一応玄関まで帰って解散というところで、今回はそういった議案でございました。よろしく、簡単ですけどそういったことでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で、各常任委員長からの報告が終わりました。この報告について質疑があればお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹） それでは、各常任委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会広報特別委員会の活動状況について、議会広報特別委員長から説明を受けたいと思います。

民法委員長。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） ちょっと資料を配らせていただきたいと思います。

議会広報特別委員会の活動報告をする前に、ちょっとまたおわびを申し上げなければならぬ。前回もおわび、おわびで始まったんですが、このたびの議会だよりで誤字がありましたこと、心よりおわび申し上げます。今までこういったことはなかったんですが、ちょっと皆真剣に見た、目を通したつもりでしたが、誤字がありましたので、今後ないようにやっていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、活動状況を報告させていただきます。

10月20日、21日の2日間、東京のほうにて全国議会研修会といったものに行っ
てまいりました。思わず手にとる、読みたくなる議会を目指してということで、紙面の工夫、議会だよりのリニューアル、そして地域活性化センターの事業の広報活動ということ、これ2日間びっちりと学んできました。

そして27年11月2日、熊野議会だよりの今後の方針について集まりまして、今お配りした熊野議会だよりの編集、この編集手順で始めていきたいと思いますので、ちょっと読ませていただきます。

広報特別委員会の開催。定例会終了後、広報特別委員会を開催し、次の事項を決定する。

まず、掲載内容、そして紙面の構成、編集担当委員、また編集作業日程などをまず決

めたいと思います。そして、各常任委員長への依頼、企画編集会議において熊野議会だよりにより常任委員会の活動状況を掲載することが決定した際には、広報特別委員長から各常任委員長に対し速やかに文書により原稿作成依頼を行うということで、依頼文書には次の事項を記載する。文字数、掲載スペース、これは都度その内容等によって文字数、そのスペース等はまたこちらのほうで決めさせていただきますので、よろしくお願いたします。また、提出期限のほうも何日と区切りをつけて行っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

3番目に、一般質問実施議員への依頼。一般質問を行った議員に対し、広報特別委員長は速やかに文書により原稿作成依頼を行う。依頼文書には次の事項を記載する。文字数、これも掲載スペース、その内容等により、何文字以内ということをもた決めさせていただきます。提出期限のほうも決めさせていただきます。原稿を作成するための資料として、未校正の議事録を、おおむね本会議終了10日後に配付する。

今後の方針でございますが、基本的に町民参加型議会だよりを目指すということでございます。それによって、次の議会広報アドバイザー、そしてモニター等の導入を検討していきたいと思っております。これはどういうことかと申しますと、幅広く町民の方に見ていただき、よりよいいろいろな声を聞いていって、町民参加型といえますか、一つでもよい議会だよりをつくるように手がけていきたいと考えております。

そして、議会広報特別委員会の名称を広聴広報委員会にいずれは変更したいと思っております。

それと、4番目でございますが、議会だよりのこのページ数も、ここにはまだ書いてないんですが、いずれページ数もふやしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） この報告について質疑があればお願いたします。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） いいのができよりますが、一番最後でございます。広聴広報の「こう」、これは公じゃないんですかね。こういう言葉があります。公共の公ではないんですね、あえて。

(何か発言する者あり)

それはそれで、私はちょっとこの文字は余りなじみがない言葉だったものですから。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） いいですか。ほかにありませんか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） 常任委員長への依頼ということで、紙面を構成されるときに何を目的にされるのかをはっきりしとられたほうがいいのかなというのが、要は委員会から町民にアピールしなさいというものなのか、広報委員会として委員会のこういうところを知ってもらいたいというもとに依頼をかけられるのか、どういう構成のもとにこういうふうにしてくれということをかけられるのかということをはっきりされて、その都度、協議されるならそれでいいですけど。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 私の思いなのですが、やはりいろいろな委員会活動があるじゃないですか。それはやっぱり町民というか、どういったことを委員会ではやりよるかということ、町民というか、そういった方に見てもらいたいというのが本音というか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） 構成方法として、委員会として、委員として、こういうふうに構成してやってもらいたい、原稿をつくってもらいたいというのはあるんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） それは相談というか、こうしてもらいたいというようなことであれば、我々もそこへ入っていくというか、本来であれば、委員会、委員長に任せて文教委員会なり委員会の活動は全てお任せするというので、今はそのほうで考えています。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹）　じゃあ、その都度協議しながらやっていただきたいと思います。  
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹）　それでは、議会広報特別委員会の活動状況についてはこの程度として、  
次の協議に移りたいと思います。

報告案件、広島県後期高齢者医療広域連合議会について、広島県後期高齢者医療広域  
連合議会議員から説明を受けたいと思います。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田）　済みません、全て報告させていただくと大変長くなりますので、議員よ
り質問のあった事項についてだけ御報告させていただきます。

この後期高齢者医療特別会計の中で、後発医薬品を利用した場合の先発医薬品との薬
剤料の差額を通知し後発医薬品の利用を促進することにより、医療保険財政の改善と被
保険者の自己負担の軽減を図ったというこの事業に関して、議員のほうからこれに対し
ての利用促進が高齢者の方に周知徹底されていないのではないのでしょうかといった質問
がございましたが、この差額通知により平成26年度財政効果額が3億172万1,9
52円、対前年度比55.72%増ということで、効果は大きく出ているので、周知が
足りないということには当たらないといったような御答弁がございました。

また、議員のほうから、人間ドック等の費用助成についてということなんですが、こ
れはこの広域連合が7市3町に対して人間ドックを受けられた費用助成を実施している
んですけれども、これに対して議員のほうから、この7市3町のみということに、市町
に区別や差別をしているのではないのでしょうかといった質問がございましたが、この
事業に関しては市町で実施をするかしないかは決定しているので、広域連合が差別、区
別をしているといったことには当たらないといった答弁でございました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹）　この報告について質疑があればお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹）　それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会についてはこの程度とい  
たします。

それでは、以上をもちまして全員協議会を終了いたします。

(閉会 13時53分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長